

延長保育料減額・免除のご案内

(区立保育園在園の方向け)

家庭の経済的事情などにより、申請に基づき、区立保育園の延長保育料が減額・免除される場合があります。以下の条件に該当する場合は、お早めに保育認定・調整課入園担当までお問合せください。

1 区立保育園延長保育料について

《減額となる場合》

条件	減額内容	必要書類
児童が疾病等のため1か月以上継続して休園したとき (適用期間は最長2か月、一年度につき1回)	階層区分が2階層相当または延長保育料額が約5%低くなります。	保育認定・調整課入園担当にお問合せください。
災害により、住宅又は家財に損害を受けたとき	延長保育料額が約5%低くなります。	

《再計算によって減額となる場合》

再計算後、減額に該当しない場合もあります。

条件	必要書類
主たる稼働者が失業（ <u>本人都合による退職は適用外</u> ）したとき (適用期間は3か月)	・延長保育料等減額・免除申込書 ・雇用保険受給資格者証の写し ・退職所得の源泉徴収票の写し ※雇用保険の受給ができない方は、入園担当までご相談ください。

《免除となる場合》

条件	必要書類
里親	・延長保育料等減額・免除申込書
生活保護法による保護を受けたとき	

《適用期間》

減額・免除は、原則として申込日の翌月から適用します。

□その月の1日の申請は、その月から適用します。

□1日が土、日曜、祝日の場合、翌開庁日に受け付けた申請は、その月から適用します。

□ただし9月は9月30日(火)までの申請をその月から適用します。

減額・免除の適用期間は、原則として条件が終了するまでです。

2 申込方法

必要書類を、保育認定・調整課入園担当に郵送してください。

申込書は区立保育園、各総合支所子ども家庭支援課にあります。また、区ホームページからもダウンロードできます。

必要書類は条件により異なりますので、保育認定・調整課入園担当に事前にお問合せください。

世田谷区のホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



1416

検索

目次から探す＞子ども・教育・若者支援＞保育＞保育園の申込み等について＞入園のご案内＞保育料及び給食費について

3 その他

複数の条件に当てはまる場合は、もっとも有利な条件ひとつについて減額をします。

減額・免除は、その条件が発生していても、申込みがなければ適用できません。お早めに保育認定・調整課入園担当にお問合せください。

【お問合せ・提出先】

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-2-1-27

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 入園担当

TEL 03-5432-1200（入園担当専用） FAX 03-5432-1506